京都市収入役訓令第１号

会 計 室

区収入役

収入役事務の専決等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成１７年３月３１日

京都市収入役　星川茂一

第２条第１項中「会計課長，物品会計課長」を「会計室次長」に改める。

第６条本文中「当該区役所支所」の右に「及び区役所出張所（右京区役所京北出張所に限る。)」を，「当該支所区民部市民窓口課会計係長」の右に「(右京区役所京北出張所にあっては，同所市民窓口係長)」を加え，同条ただし書中「もしくは」を「若しくは」に，「または」を「又は」に改める。

別表会計課長の項及び物品会計課長の項を次のように改める。

会計室次長	(1)　1件5,000,000円以下の支出命令による支払に関すること。 (2)　次に掲げる節又は付記の区分の支出命令(企業会計への繰出金の支出命令を除く。)による支払に関すること。 ア　報酬 イ　給料 ウ　職員手当等 エ　共済費 オ　恩給及び退職年金 カ　賃金 キ　償還金利子及び割引料 ク　繰出金 ケ　光熱水費 コ　印紙購入費 サ　通信運搬費 (3)　起債に係る手数料の支出命令による支払に関すること。 (4)　雑部金の出納の通知による支払又は払出しに関すること。 (5)　小切手の振出しに関すること。 (6)　資金前渡及び概算払の精算に関すること。 (7)　区役所及び指定金融機関に対する現金振替に関すること。 (8)　振替命令による収納又は支払に関すること。 (9)　公金の受入れ又は払出しに関すること。 (10)　収入証紙の出納に関すること。 (11)　返納された物品の受入れ及び整理に関すること。 (12)　貯蔵物品の出納に関すること。 (13)　物品出納職員等からの定例的な諸報告書の受理に関すること。

附　則

この訓令は，平成１７年４月１日から施行する。

（会計室会計課）